

## 2019年度事業報告

はじめに

2019年は、念願の司法書士法の一部改正が成立した記念すべき年となった。令和2年8月には施行される予定の司法書士法の一部改正の意義等については、後述する事業計画の「はじめに」で触れることとする。

また、2019年は、平成から令和に改元された年でもある。歴史的な皇位継承の祝賀ムードの中、ラグビーワールドカップ日本代表の躍進もあった。

一方では、九州北部豪雨、台風15号、19号など数々の災害に見舞われ、令和2年2月頃からは、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大していった。その収束のため、学校は休校となり、企業はテレワークを実施し、出張の制限などを行った。各種イベントやプロスポーツの開催、観光施設も同様の状態であった。そのため、政府は、急遽、緊急事態に備えて新型インフルエンザ対策特別措置法を改正した。

当会では、特に2月下旬以降、当会が主催する親子法律教室や親睦事業などの各種事業や研修会等が軒並み中止又は延期となり、当会での会議も極力減らさざるを得ない事態となった。非常に残念な年度末を迎えた。当会の事務局職員も時差出勤のために時短勤務とし、会員にはご不便をかけることとなったが、新型コロナウイルス感染抑制のためご理解をお願いしたい。今、本定時総会が開催されているところには、収束していることを切に願うばかりである。

その他各部等の活動について、特に変化があった事業を中心に総論的に触れてみたい。なお、詳しくは、各部の事業報告をご参照いただきたい。

まず、2019年度は、理事会を13回実施した。役員のIT化を試験的にすすめるべく司法書士総合研究所のIT戦略部会の主任研究員（埼玉会）を講師にお招きして、理事会終了後に、埼玉会で実施されているペーパーレス化の解説をしていただいた。また、過去に、当会での研修会開催中に、体調不良となった会員がいたことから、理事会に併せて、理事者と事務局職員がAEDの講習会を受講した。

総務部総務課では、本定時総会に上程する膨大な会則、規則改正案の策定で大変な作業をして頂いた。また、2019年は、四県交流会が神戸で開催されたため、そのホスト役を努めて頂いた。

また、総務部業務課、注意勧告小理事会、量定意見小理事会等での会員に対する苦情対応は、慎重に審議して判断する必要がある分野である。1つの苦情に対して、非違行為の有無の結果に至るまで、関与する人数も会議数も非常に多く、その期間も長くなる。2019年の苦情件数は、ほぼ横ばいであった。改正司法書士法の使命を全うし、将来ゼロになることを切に望んでいる。

兵庫県司法書士会館（以下、「会館」という）も建築後24年が経過し、2018年に引き続き、設備の耐用年数及び事業計画に基づき改修作業を行った。今後も続けていく必要がある。

経理部では、各事業の予算執行の確認を適正に行うルール作りがなされた。

企画研究部には、新たに「民法・不動産登記法改正委員会」を立ち上げて、法制審議会の「民法・不動産登記法部会」が公表した中間試案に対し、当会の意見を述べた。

研修部では、新人研修委員会が、この1年かけて新人のために万全な準備を進めていたところ、3月に行う予定であった新人研修の2回目、3回目を中止せざるを得なかった。誠に残念である。

社会事業部では、「親子法律教室」の準備を進めていたが、市民からの多数の申込みを受け付けた後になって中止せざるを得なくなった。非常に有意義で好評だった事業であり、誠に残念である。

会員事業部では、親睦旅行を計画しその行程の関係者との打合せ、参加者の募集も終わっていたが、これも中止せざるを得なかった。

相談事業部では、長期相続登記未了土地解消作業に伴って、神戸地方法務局と協力して、神戸地方法務局伊丹支局、明石支局において、相続登記促進のための説明会、相談会を行った。

広報部では、2019年度は近畿大学の認知度を全国的に広げた広報担当の役員をお招きして「広報に関する研究会」を開催し、広報戦略を学んだ。参加者には非常に好評であり、目からうろこ、非常に有意義な話が聞けた。今後の広報に役立てていきたい。

調停センター「ぼると」では、運営規程の一部を改正し、手続実施者候補者名簿登載者の要件の見直しを行って、この後の人材の確保につなげていく予定である。

災害対策部では、2019年、阪神・淡路大震災25年シンポジウム実行委員会を立ち上げて、令和2年1月に、「阪神・淡路大震災25年シンポジウム」を開催した。多くの市民、会員に参加して頂いた。

成年後見制度利用促進については、成年後見センター・リーガルサポート（以下、「LS」という）兵庫支部の利用促進対応委員が、各自治体、各社会福祉協議会などに対し、利用促進計画等の進捗状況の調査を行い、専門職としての協力・支援体制の構築を図っている。当会ではLS兵庫支部との連携を密にしながら、参加・協力する体制をとっている。

2019年度も、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条に基づく相続人調査業務を、兵庫県公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱協会」という）が受託した。この作業を、司法書士が受託し成し遂げることは、今後の司法書士制度のためとも言える。そして、司法書士の得意分野である。多くの会員の協力を得られたことにこの場を借りて感謝すると共になお一層のご協力をお願いしたい。

率直に言って、2019年度も日々生じる課題に対し、どう適切に対応するかで手一杯だったとの思いが残っているが、日々、執行部で協議し、当会の各顧問の先生方のアドバイスを受けながらも、概ね適正に執行することができた。心から感謝申し上げる。

その結果、執行部一丸となって事業計画に沿った会務を適正に執行できたのではないかと思っている。

## 1. 総務部

### (1) 総務課

#### ① 会館修繕

修繕計画に基づき、外部塗装工事、地下ホール排水設備取替工事、地下ホール非常用照明器具更新工事を行った。また、会館設計図書のデータ化作業を行った。

#### ② 会則等の見直し

成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に

関する法律の施行及び司法書士法の改正に伴う、会則以下関連諸規則・規程の見直しを行った。このほか、インターネット回線を利用した出張を伴わないWEB会議出席への対応並びに出張の距離に応じた手当加算に関して旅費規程の一部見直し、実情に合わせるための研修規則・研修規程一部見直し、常任理事会について書面や電磁的方法による議決を可能にするための事務執行規程一部見直し等を行った。

③ 事務局

よりよい職場環境構築の一環として、また、法改正に伴う修正の必要もあり、就業規程をはじめとして育児休業・介護休業及び育児・介護時における時短勤務等に関する規程等の見直しを行った。

④ 四県交流会

2019年度は主管会として、神奈川県会・愛知県会・福岡県会をお招きし、それぞれの目下の課題等について、協議・意見交換・情報交換を闊達に行った。会議後は懇親会を開催し、他会との親睦を深め、情報交換を行った。

(2) 業務課

会員への執務に関する問い合わせについて、平成30年度に構築したスキームを2019年度も踏襲し、機動的な対応を図った。すなわち、初期対応としては平日13時から17時までの対応とし、その後必要に応じ5班に班分け、問い合わせ事件の割り振りを行ったうえ、申出人や対象会員等との聞き取り、調整につき班ごとによる対応とした。

法務局からの調査委嘱事案等につき、できる限りスムーズな対応を心掛け、法務局総務課と緊密な連絡を行いながら、関連する委員会とも連携を図った。

(3) 非司法書士対策委員会

① 神戸地方法務局長より司法書士法施行規則（以下、「規則」という）第41条の2の規定による調査の委嘱があり、神戸支部及び淡路支部会員のほか当会役員・委員協力のもと、下記のとおり、神戸地方法務局本局にて法人登記申請書類を対象とし、同洲本支局にて不動産登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査を行った。

なお、本件調査にあたり、より調査結果が実効性のあるものとなるよう、調査票を改良した。

(調査期間)

本局法人登記 2019年11月7日から11月15日まで（7日間）

洲本支局不動産登記 2019年11月8日

② 他土業の事務所のホームページに会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載がないか調査し是正を求めた。

## 2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。特定の事業に関しては、理事会で、事業担当者から決算報告をするようにした。

会館の保守・資産財務及び事務機器について総務部と連携し管理・更新等を行った。更に、総務部と連携し旅費規程の一部見直しを行った。その他、経理事務業務の対応につき、引き続き顧問公認会計士、事務局と打ち合わせを行った。

## 3. 企画研究部

### (1) 常設委員会

#### ① 不動産登記検討委員会

ア 新たな不動産登記制度の提案のため、相続登記未了による所有者不明問題についての研究や所有者の所在の把握が難しい土地の取扱い等に関する実務対応の研究を行った。

イ 登記困難事例の報告、検討及び考察を行った。

ウ 共同代理申請時の司法書士の責任について検討した。

エ 神戸地方法務局との事務連絡会を開催し、オンライン申請促進に関する協議やその他意見交換等を行った。

オ 会員から寄せられる日常業務の疑問点等について検討した。

#### ② 商事法検討委員会

司法書士の商業登記（会社法を含む）及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を行った。

ア 司法書士と会社及び各種法人との関わりの検討

「企業法務事例集 ver. 2～事業承継編～」につき、企画・検討を行った。

イ その他

a 改正会社法の内容を会報に掲載（全5回）した。

b 規則第41条の2の規定による調査（いわゆる非司調査）に委員を派遣した。

c 支部からの講師派遣依頼に対応した。

d 休眠会社等について法務局から発送する通知書に同封していただくチラシ案を企画し、広報部にチラシを作成いただいた。

#### ③ 裁判事務推進委員会

ア 簡裁訴訟代理関係業務受託推進策の検討

イ 裁判所提出書類作成業務の本人訴訟支援のあり方の検討

ウ その他

a 神戸簡易裁判所と民事事件手続きに関する懇談会を実施した。

b 民事訴訟手続きのIT化について情報を収集した。

### (2) 特命委員会

#### ① 財産管理業務対策委員会

ア 民事信託関連業務について

- a 2019年10月28日に、大阪司法書士会業務研究委員会民事信託研究部との意見交換を行い、また、外部研修に委員を派遣し、民事信託に関する情報収集を行った。
- b 具体的な事例をもとに、信託条項作成にあたっての課題等の検討を行った。

イ 遺産承継業務について

- a 2019年10月26日に、からすま京都ホテルで開催された「第4回全国遺産承継業務担当者会議」(当会を含め28単位会および日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という)理事が参加)に委員1名を派遣し、遺産承継業務についての課題などの意見交換を行った。
- b 神戸支部の要請に対し、遺産承継業務に関する研修の講師を派遣した。

② 民法改正対策委員会

- ア 2019年11月23日「司法書士法改正記念」改正相続手続セミナー基調講演第2部において、講演内容の企画及び講演を行った。
- イ 「民法(債権関係)の一部を改正する法律」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等について情報収集を行った。
- ウ 「民法(債権関係)の一部を改正する法律」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等について、会員に対する情報提供の方法等について検討した。

③ 民法・不動産登記法改正対策委員会

法制審議会民法・不動産登記法部会において取りまとめられた「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」が公表され、意見の募集があったので、意見書を作成し提出した。

(3) その他

会務のIT化を企画研究するため、マイクロソフト社のチームスの利用を開始した。従来、委員会等の連絡、意見交換又は情報交換はメーリングリストを利用していたが、コラボレーションアプリであるチームスを利用することですべての会話を1つの場所に集めて、委員会の運営をより効率的で有益に行うことができた。また、テレビ会議も容易に行うことができ、来館することなく会議に参加できる環境を簡単に得ることができたこと、ファイルの共有と共同編集が簡易に行えたことは委員会の運営に非常に有益であった。企画研究部での試験的な運用を経て、有料版を契約し利用を開始した。

#### 4. 研修部

研修部と支部研修委員長で研修担当者会議を開催し、情報の共有、意見交換を行った。

また、2019年4月1日より日司連会員研修規則等が改正されたことに伴い、当会の研修規則・研修規程の見直しを行った。

(1) 会員研修委員会

2019年度の会員研修は、土曜日に3~4時間開催する中央研修会と、平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を7回、実務研修会を12回、開催した。過去年度で受講生の多い研修会については、外部会場を手配し設営を行った。

内容については、民法改正(債権法・相続法)に関するものを中心とし、近年、会員の

関心が高まっている遺産承継業務等、実務に直結するものまで、さまざまな分野のものとなった。また、2019年度から倫理研修の受講が義務化されてところであるが、これに対応するために、当会だけで倫理研修を4回実施し（日司連の同時配信・LS兵庫支部との共催を含む）、倫理研修単位の取得についても、会員に多くの機会を提供することが出来た。

他部門との連携については、社会事業部・相談事業部・LS・兵庫県青年司法書士会（以下、「青年会」という）と共催で研修会を開催し、うまく連携することが出来た。また、当会の他部会が行う勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行った。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて更新を行い、参加の難しい遠方の方や研修当日の参加が都合により困難だった方を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実をはかった。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。また、倫理研修の開催にも協力いただき、支部研修委員長の皆様に、御礼申し上げる。

当会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、職務上請求書の使用方法の留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、日司連の新入会員研修プログラムを実施し、入会后5年未満の会員を対象としたeラーニングと事前課題および集合研修（ディスカッション）の組み合わせで行う研修会を、不動産・商業・裁判の各分野で1回ずつ行った。また、集合研修後には懇親会を開催し、チューターと受講生の懇親を深めることが出来た。

年次制研修は、神戸（3回）、淡路、姫路、但馬、たんばの5会場で開催した。神戸以外の会場での開催にあたり、地元支部の皆様には多大な協力をいただいたので、この場を借りて御礼申し上げる。

研修の同時配信については、会館で行われる実務研修会の機会を利用して但馬会場にて同時配信を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、中止となった。

最後に、研修単位取得達成率向上の対応として、令和2年3月初旬に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり、研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば、幸いである。

## （2）新人研修委員会

例年通り、合格証書伝達式後、神戸地方法務局において新人研修に関するガイダンスを行った。集合研修は、2019年11月30日に第1回集合研修を実施したのみとなった。

また、配属研修を令和2年1月中旬以降から、指導員を引き受けて頂いた会員の事務所において実施した。配属研修については、第1回集合研修内で配属研修ガイダンスを行い、また募集期間を調整して、新人が受講するかの決定を行うのに新人研修委員会の委員などに相談できるよう、工夫した。

第1回集合研修は、午前の部では、組織の説明及び受講者が自己紹介を行った。午後の部では、倫理・綱紀案件の講義を行い、これらを踏まえて、少人数（5～6名）でのグループディスカッションを実施した。また、第1回集合研修後には交流会を開催し、受講者

と当会役員・新人研修委員との交流を深めることが出来た。

第2回集合研修（模擬立会）、第3回集合研修（模擬相談）については、例年の内容を精査して準備していたところであったが、新型コロナウイルスの影響により、中止となった。

配属研修に関しては、申込者全員を受け入れることができ、全員が修了見込みである。配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。配属研修指導員をお引き受け頂いた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸し頂き深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げる。

### （3）補助者研修

補助者研修は、2019年11月8日に開催した。司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理などを取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について、懲戒事例を交えながら解説を行った。

参加者からのアンケートによると、司法書士に課されている義務や倫理に触れていただくことにより、日常業務への取り組み方を見直す機会を提供することが出来たものと思われる、本研修会の必要性を実感出来る結果となった。

## 5. 社会事業部

（1）法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

- ① 講師派遣事業の実施（消費者教育講座、職業人講話、司法書士派遣講座）
- ② 講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等
- ③ 学校、市民向け講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

広報手段としては、当会ホームページと県下の高等学校・短期大学にあてに司法書士講師派遣の案内発送を行った。

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座、職業人講話）7件、また地域住民を対象とした市民講座（司法書士派遣講座）6件を実施した。会員各位のご協力に感謝申し上げます。

また、青年会が主催する兵庫県下の児童養護施設への講師派遣事業5件に助成（持ち込み方式）を行った。

その他、日司連、近畿司法書士会連合会（以下、「近司連」という）、青年会の法教育委員会との連携、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

（2）人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。

- ① 生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づき助成金支給を3件（保護申請同行支援）実施した。

また、研修部と連携して、2019年11月25日に「生活保護」をテーマとする研修会を実施し、前記助成規程の案内及び説明を行った。

さらに、相談事業部と連携して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越年越冬活動の会場（神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場）において「野外における年末年始くらしの相談会」を実施した。2019年12月31日から2020年1月13日のうち5日間であり、13件の相談に対応した。会員各位のご協力に感謝申し上げます。

② 自死問題に関するネットワーク構築の推進

自死問題については、毎年開催している神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会との共催事業の「神戸自殺総合対策フォーラム」を残念ながら新型コロナウイルス感染症の対応のため中止した。今後も継続して兵庫県における自死対策関連団体との連携を継続して図っていくことに注力したい。

③ 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

兵庫県や神戸市において開かれる協議会等において、司法書士の役割周知に務めるとともに、従来の多重債務問題への支援対応にとどまらず、高齢者福祉を中心とした権利擁護の分野でも行政等と連携して自死対策に対応していく必要性を確認することができた。

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

① 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

ア 一日司法書士事業の実施

平成28年度から開始した高校生を対象とした事業で、2019年8月1日に実施した。兵庫県教育委員会他からの後援を受けたうえで県内の高校へ案内文を発送し、結果、42名から申し込みがあった。

午前中は神戸地方裁判所にて裁判傍聴、大法廷にて裁判所担当者から裁判所の役割説明、質疑応答を行った。その後司法書士の業務を講義形式にて紹介した。午後からは神戸地方法務局に移動し、法務局担当者による法務局の役割や業務の説明と、司法書士による各登記の流れなどの講義を行った。当日参加した司法書士が高校生の取りまとめ役（チューター）を務めたこともあり。高校生からは「司法書士という職業を身近に感じ、将来の職業として考えたい。」など意見があり概ね好評に終わった。

イ 親子法律教室事業の実施

こちらも平成28年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業である。明石、西宮、尼崎、宝塚の各市教育委員会他からの後援を受けたうえでそれぞれの小学校へ案内文を発送したところ54組の申し込みがあった。

残念ながら新型コロナウイルス感染症の対応のため中止した。

② 関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

ア 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

a 兵庫県立森林大学校

平成29年4月開講の新設大学校で、教養講座の法学についての講師派遣依頼があって以降、継続している。西播支部の高原常任理事に講師団のとりまとめになってい



ただき、大学側との調整を進めた。令和2年1月7日の鈴木会長の開幕講座を皮切りに、10講座を8名の司法書士で担当し、令和2年2月18日に講座を終了した。内容は、法学全般ということであるが、当会は民法を中心に、憲法、消費者関係、紛争解決等の講義を行った。

b 甲南大学

平成19年度より、甲南大学との学術交流事業の一環として司法書士による講義が始まり、2019年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月下旬から翌年1月上旬までの後期日程の内、毎週水曜日4限(90分間)、リレー形式で講義を行った。

「2年次演習(選択演習)」という名称になっており、法学部2年生以上を講義対象として、憲民刑などの必修科目の周辺科目という位置付けで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目です。全講義終了後、各担当講師が作問した後期試験を実施、試験の点数と出席数とを総合して成績評価を行っている。

一つの講義で複数の専門家から実務面の話も聴けるため、普段の授業とは一味違ふと好評を得ている。なお、2019年度の履修者数は20名であった。

c 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」を締結し、2019年度も当会の会員7名が客員教授として、神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにおいて毎週金曜日に90分間の講義を行った。全講義終了後、レポート課題を提出させ、レポートの点数及び出席数をもとにS・A～Dの評価をつけている。2019年度の履修者は前期16名、後期41名であった。

イ 学識経験者等を招聴しての意見交換会開催

2019年度は実施せず。

## 6. 会員事業部

### (1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、当会に関する情報を提供するとともに専門的分野の原稿についても掲載し、情報提供に努めた。また、過去の会報原稿等を再掲するコーナー「司法書士古今東西」を新設し、2019年度は阪神・淡路大震災25年に合わせ、震災当時の原稿を掲載した。

### (2) 親睦事業

兵庫県は、広大な地域、変化に富んだ気候、地形を擁する事から、多様な自然に恵まれていること等に鑑み、生野銀山見学と神河町の里山にて囲炉裏を囲んで、会員相互の親睦を図るべく、日帰りバス旅行を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、中止のやむなきに至った。

## 7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

常設相談会の運営事業として、合計26箇所の会場において無料相談会を開催した。女性司法書士による女性相談者のための電話相談窓口「なのはな相談センターひょうご」で相談を実施した。

市役所等への相談員派遣事業として、合計6箇所の常設相談会及び臨時相談会（法務局休日相談、一日合同行政相談所）に相談員を派遣した。

兵庫県自由業団体連絡協議会の主催による合同無料相談会「お悩みパーフェクト相談会」に相談員を派遣した。

社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。

県下各地からの司法書士総合相談センターへの予約受付等の電話に対応した。

長期相続登記等未了土地解消作業について、神戸地方法務局明石支局及び伊丹支局において法務局と合同で説明会を開催した。

日司連が行った「令和元年台風第19号災害時無料電話相談」に相談員として対応した。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンの広報に協力した。

## 8. 広報部

次のとおりの具体的活動を行った。

(1) 広報（PR）

① 広報（メディアリレーションズ）

当会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らしめるため、ニュースリリースを作成し、マスメディア各社に発信した。また、マスメディア関係者との相互理解と信頼関係構築のため、懇談会を開催した。地域における広報のための情報収集を行った。

② ホームページ

雑感（コラム）に記事を寄せ、トピックスで相談会等のお知らせ記事を掲載した。

また、コンテンツの情報更新を随時行った。フェイスブックページにおいて、開催事業の記事を随時投稿した。

(2) 広告

① テレビCM

近司連と連携して、令和2年2月に朝日放送テレビでテレビスポットCMを放映した。

② 新聞広告

神戸新聞朝刊テレビ面に、毎日、特殊雑報広告を掲載した。

また、神戸新聞の特殊雑報広告掲載により利用できる同紙のパブリシティ枠（毎月同一原稿2回掲載）を利用し、記事を掲載した。

③ 県民だよりひょうご

県民だよりひょうご2月号に「相続登記はお済みですか月間」に合わせた広告を実施した。

(3) その他

① 相続登記の促進に関する広報活動

法定相続情報証明制度促進のためのリーフレット及び相続登記促進のためのリーフレットを適宜配布した。

② 広報グッズ等

当会の事業と司法書士制度を紹介するリーフレットの改訂を行った。休眠会社及び休眠一般法人に対する官報公告並びに通知に合わせて、神戸地方法務局と連携して「役員変更登記はお済みですか」チラシを配布した。

司法代書人法100周年記念クリアファイルを作成し、会員に配布した。

総合相談センターの案内チラシを適宜増刷し、配布した。その他当会で作成したチラシ、リーフレット、クリアファイル等は、当会事業で配布するとともに支部で実施するセミナー、講演会へも提供した。

③ 他部門の事業にかかる広報活動等

社会事業部や相談事業部、災害対策部の事業、LS兵庫支部との共催事業において、ニュースリリース配信の手配等、広報活動において協力、バックアップを行った。

④ 広報に関する公開研究会

広報に関する知識情報を会員の業務に活かしていただくべく、広報に関する公開研究会を開催した。

⑤ 広報セミナーへの派遣

株式会社宣伝会議が実施する「広報担当者養成講座」に部員2名を派遣し、広報セオリーの修得に努めた。

9. 調停センター「ぼると」

調停案件については、利用相談が7件あった。そのうち、調停申込が2件あり、1件調停を実施し、合意に至った。1件は手続き中。

(1) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者の増員を図るための研修、並びに実際に調停した事案について、事例検討会を実施した。また、県内各地で調停を実施している滋賀県司法書士会調停センター「和(なごみ)」事務局長を招き、情報交換会を実施した。

(2) 広報事業

2019年合格者や比較的経験年数の浅い会員向けに、「調停センターぼると」の広報を実施した。

### (3) 運営事業・総務

手続実施者候補者名簿登載者の増員を図るため、登載要件を緩和する規程を改定した。

## 10. 災害対策部

今後起こりうる広域的な災害にも対応をするべく、「東日本大震災災害対策部」から、「災害対策部」に名称を変更した。

令和2年は、阪神淡路大震災から25年目の節目を迎えることから、この25年を検証し、災害関連法の変遷と法の不備、行政の取り組み等を通じて、大規模災害が頻発する時代にどう向きあって生きていくかを市民と意識を共有し、震災の教訓を風化させることなく次世代に伝えることを目的に、「阪神・淡路大震災25年シンポジウム実行委員会」を立ち上げ、令和2年1月11日に、『阪神・淡路大震災25年シンポジウム～忘れない・伝える・備える～』を開催し、行政や関係団体との連携強化を図り、将来起こる災害への備えと繋げたいとの思いを宣言した。(詳細は、会報令和2年2月号)

なお、例年行っている東日本大震災現地巡回相談については、日司連・近司連より要請がなかったため、派遣を見送った。

## 11. 緊急災害対策委員会

近司連として参画している「近畿災害対策まちづくり支援機構」の定例会議および研究会等へ継続的に参加した。

## 12. 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

所有者不明土地問題等にも取り組むことから「空き家空地等対策委員会」を「空き家・所有者不明土地問題等対策委員会」と改称した。

空き家空地対策に取り組む自治体への支援として、複数の自治体に空き家対策協議会(名称は各自治体で異なる)委員の推薦を行うとともに、各自治体の空き家関係部署に対応した支部窓口担当者の配置を行った。

家庭裁判所に対する財産管理人候補者名簿の提出に向けた検討を行った。

市民への啓発、積極支援として、「ひょうご空き家対策フォーラム」(不動産流通2団体と当会を含む専門士業5団体構成)を通じて活動を行った。

空き家空地問題に関わる会員への支援、情報提供、情報交換として、各支部から多数の委員を選任いただき情報の共有を図った。

当会との協定に基づく自治体からの業務受託につき、自治体のある各支部と連携して受託対応を行った。また、受託した財産管理人選任申立書作成業務に関連して財産管理人選任申立マニュアルを作成した。